

ID: 154

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	長門市阿惣ダム農業用水利用規則 第2条第1項		
例規番号	平成17年規則第207号		
<p>【根拠条文】 (使用の許可) 第2条 阿惣ダムの貯水を農業用水として使用しようとする行政区の代表者(以下「使用申込者」という。)は、阿惣ダム農業用水使用申込書(別記様式第1号)を提出し、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の申込書の提出があった場合はその内容を審査し、使用を許可するときは、使用申込者に対し、阿惣ダム農業用水使用許可書(別記様式第2号)を交付するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日